

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）12月25日付けで諮問（第948号）された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市における建築物の耐震化の促進は、建築指導課において、藤沢市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を2008年（平成20年）に策定し、これに基づき1981年（昭和56年）5月31日以前に建築した木造戸建て住宅及び分譲マンションに対して耐震診断又は耐震改修工事に係る費用の補助を行い、事業を推進してい

る状況である。

2013年（平成25年）の耐震改修促進法の改正及び神奈川県耐震改修促進計画の改定に併せ、促進計画を2016年（平成28年）に改定し、計画期間を2020年（平成32年）までの5年間とし、目標とする住宅の耐震化率を平成32年度末までに95%としているが、本市の住宅の耐震化率は89.2%（2018年（平成30年）1月1日時点）という低い状況にあり、特に1981年（昭和56年）5月31日以前に建築した住宅（以下「旧耐震住宅」という。）の耐震化を促進し、耐震化率をより向上させることが最重要課題となっている。

国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）において、2025年（平成37年）までに我が国の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としており、本市においても平成33年度以降の促進計画において同じ目標を掲げることを想定している。

旧耐震住宅の耐震化は、原則として所有者自らが行うものであるが、本市としては、旧耐震住宅の倒壊による第三者への被害を未然に防ぐ必要があることから、耐震化の必要性について、所有者の理解を得ることが重要であると考えている。

旧耐震住宅の所有者に対して、個別通知等を実施するにあたり、旧耐震住宅の所在地又は所有者の氏名及び住所等の情報を収集し、通知先を選定する必要があるが、これらの情報量は膨大であり、本人から直接収集することは極めて困難である。このため、資産税課が保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）の情報を利用することが必要かつ合理的と考えられる。

木造戸建て住宅に係る個人情報有家屋課税台帳等から収集等することについては、2015年（平成27年）7月9日付け第752号で答申済みであるが、旧耐震住宅の耐震化促進のため、木造戸建て住宅に加えて非木造の戸建て住宅、賃貸住宅及び分譲マンションを対象とした個別通知等の実施を計画しており、これらの住宅に係る個人情報を利用する必要があることから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集する個人情報について

ア 本人以外のものから収集する個人情報の項目表のとおり。

家屋課税台帳等の各項目は電子情報である。

所有者氏名及び所有者住所は個別通知に貼付するラベルに印刷し、その他の情報は個別通知先の選定にのみ利用する。

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者氏名 ・所有者住所 ・所在地番 ・棟番号 ・建築年月 ・家屋構造 ・工法 ・新增（新築・増築の別） ・階層（地上階・地下階） ・家屋種類 ・家屋用途 ・家屋番号 ・賦課対象床面積合計 ・賦課対象床面積1階 ・賦課対象床面積1階以外 ・区分

イ 情報の抽出条件とデータ件数

データの抽出は毎年度実施し、当該年度の前年度1月1日時点の建築物を対象に、建築年月が1981年（昭和56年）5月31日以前で、家屋種類が住宅である建築物に絞って、表中の必要な個人情報項目を抽出する。データ件数は約32,000件である。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性について

個別通知等の対応を行うために、旧耐震住宅に係る個人情報を本人から収集するには、市内に存するすべての建築物（約13万棟）から旧耐震住宅約32,000件を特定せねばならず、個別に情報を収集することは莫大な時間、労力及び費用を要する。

このことから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を収集する必要がある。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約32,000件で、通知すべき相手が多数となり、通知に要する事務量及び費用が過分に必要となることから、個別通知等に係る事務処理を迅速かつ合理的に進めるために事前の本人通知を省略する。

なお、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用する旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。

また、個別通知を行う際には、個別通知書本文に家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用している旨を事後に周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回必要となる個人情報、資産税課で保有する家屋課税台帳等からCSVデータで抽出し、2(2)アの表に示す情報から、個別通知等を行う対象を選定の上、紙媒体に出力する。対象となるデータ件数は約32,000件であり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、選定又は集計を迅速かつ正確に実施するため、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

資産税課が保有する家屋課税台帳等のうち、2(2)アの表のとおりである。

(6) 安全対策

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報を保護するものである。

ア 藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針に基づき、十分にセキュリティの確保に努める。

イ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき、事務処理に努める。

ウ 資産税課から提供されるデータについては、IT推進課がCSVデータで抽出し、安全対策が図られているIT推進課のネットワークドライブサーバーに保存する。

エ 建築指導課が使用するCSVデータの作業は、その都度、安全対策が図られているIT推進課のコンピュータ室で行い、保存する。個別通知等の直接対応を行うためのデータについては、2(2)アの表に示す情報のうち、所有者氏名及び所有者住所は印刷用ラベルに出力を行い、その他の情報については、個別通知先の選定にのみ利用する。

オ 紙媒体に出力したものの受渡しについては、受渡し簿を作成し、建築指導課及びIT推進課相互に確認し、紛失しないよう専用ケース等に収納して複数人で運搬する。

カ 紙媒体に出力したものの保管については、施錠できるキャビネット等で管理する。

キ 本業務に当たる必要最低限の担当者が利用する。

ク 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

ケ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理する。

コ 不要になった時は、すみやかに廃棄する。

(7) 実施時期

2019年(平成31年)4月1日から2026年(平成38年)3月31日まで

(8) 添付資料

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)(抜粋)

- イ 藤沢市耐震改修促進計画（概要版）
- ウ 藤沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2018
- エ 個別通知に係る事務処理フロー
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

個別通知等の対応を行うために、旧耐震住宅に係る個人情報を本人から収集するには、市内に存するすべての建築物（約13万棟）から旧耐震住宅約32,000件を特定せねばならず、個別に情報を収集することは莫大な時間、労力及び費用を要する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性が認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回必要となる個人情報のデータ件数は約32,000件で、通知すべき相手が多数となり、通知に要する事務量及び費用が過分に必要となることから、個別通知等に係る事務処理を迅速かつ合理的に進めるために事前の本人通知を省略する、としている。

なお、代替え措置として、建築物の所有者に対しては、家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用する旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。また、個別通知を行う際には、個別通知書本文に家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用している旨を事後に周知する、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報は、資産税課で保有する家屋課税台帳等からCSVデータで抽出し、2(2)アの表に示す情報から、個別通知等を行う対象を選定の上、紙媒体に出力する。対象となるデータ件数は約32,000件であり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、選定又は集計を迅速かつ正確に実施するため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関が 2 実施機関の説明要旨 (6) 安全対策のアからコまでに示す安全対策は、次のとおりである。

- (ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 オ, ケ
- (イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 キ
- (ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 コ
- (エ) 実施機関の安全対策を高めるための措置 ウ, エ
- (オ) 日常的な安全対策 ア, イ, カ, ク

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上